

令和3年第4回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年4月9日（金） 午前9時30分～午前10時40分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
10番：小崎 良一	11番：木川 保	12番：一川 清
13番：西村 隆	14番：草野 義雄	15番：淵上 米作

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉

係長：山川 茂夫 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 承認第 1号 職員を任免することの承認について
日程第2 報告第12号 農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第3 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6 議案第18号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は3番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>承認第1号、職員を任免することの承認について。</p> <p>芦北町農業委員会規則第3条第1項第6項の規定により、下記のとおり職員を任免したので、同規則第7条第2項の規定により、承認を求めるものです。</p> <p>〇〇〇〇、芦北町農業委員会事務局農業委員会係長を免ずる。</p> <p>〇〇〇〇、芦北町農業委員会事務局農業委員会係長を命ずる。</p> <p>以上、令和3年4月1日付けです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>承認第1号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、承認第1号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、職員の任命が承認されましたので、〇〇〇〇にあいさつをお願いします。</p> <p>(あいさつ…)</p> <p>皆様よろしく申し上げます。</p> <p>次に、報告第12号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とし</p>

	<p>ます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第12号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第12号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第12号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第13号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>3番から5ページの10番まで、中間管理事業による合意解約のため、まとめて説明します。</p> <p>まず、3番から4番について、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>次に、議案書4ページの5番から6番について、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p>

	<p>事由は、合意による解約です。</p> <p>7番から8番について、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>議案書5ページの9番から10番について、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第13号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第13号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、長年、譲受人が耕作管理を行ってきたので贈与する。</p> <p>譲受人事由ですが、贈与を受け引き続き耕作管理する。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、寒気バス停の北西側、約160mの1筆と同じく北西側、約240mの合計2筆になります。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入していましたが、買い受け後は、水稻を作付けする計画で、適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の1ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、長年、譲受人が耕作管理を行ってきたので贈与する。譲受人は、贈与を受け引き続き耕作管理する。とい</p>

	<p>うことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>6日に現地確認に行きました。</p> <p>現地は7月豪雨の被害を受けており、復旧にはまだまだ時間がかかるよう</p> <p>す。あとは、事務局からの説明のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員から説明のあったとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第16号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を</p> <p>議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の</p> <p>議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所。氏名について</p> <p>は、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま</p> <p>す。</p>

申請地は、白岩公民館の南側、約200mの場所になります。

現地確認ですが、申請者は令和2年7月豪雨により住居が被災し、そのまま住み続けることが難しいため、川から少し離れた場所で1m程度嵩上げし、住居を建てる計画です。また、経済的にも土地を買うことが難しいので、譲渡人である祖父から無償で譲り受けるため、今回の申請になったとのこと。

申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。
ピンク色総会資料の3ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、南側の排水溝へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がり
は斜線部分の約4.4haです。

黄色調査書の2ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり
が10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、令和2年7月豪雨により住宅が被災し新たに住宅を建築するため、今回申請するもの」です。

代替については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は太陽光発電です。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、太田公民館の東側、約130mの2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地となっており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。

	<p>配置図・排水計画図を載せています。排水は、雨水のみで自然透水となります。ピンク色総会資料の7ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約3.9haです。</p> <p>黄色調査書の3ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、主に再生可能エネルギー発電事業を行っており、申請地は日当たりも良く交通の便も良いことから、太陽光発電施設の整備に最適であるため、今回申請するもの」です。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>先ほど、事務局から説明のあったとおりです。</p> <p>周囲の同意もいただいておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員から説明のあったとおりです。排水計画もしっかりされていますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>2番の案件を9番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>先ほど、事務局から説明のあったとおりです。周囲に農地がありますが、日照等についても支障ないと思いましたので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明のとおりです。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第17号について、質疑ありませんか。</p>

	… 9 番、〇〇推進委員。
〇〇推進委員	2 番の件で、譲受人は農地を持っておられないと思いますが、取得できるような特例等があるのですか。
事務局	農地の所有権移転であれば、下限面積が関係しますが、この案件は、地目が雑種地になるため、下限面積は関係ないと思います。
〇〇推進委員	地目が田になっていますが、それなら先に地目を雑種地に変更すべきじゃないのですか。手順をしっかりと踏んでもらった方が良いと思います。
議長	<p>2 番の案件については、もう一度確認してから審議したいと思いますので、今回は保留としたいと思います。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 18 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 18 号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部 1 番から次の議案書 9 ページの 4 番まで、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。全て転貸で設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の 9 ページをお願いします。</p> <p>5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 2 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作</p>

する作目は水稲で設定期間は新規設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の10ページをお願いします。

9番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

12番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

13番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は再設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の11ページをお願いします。

14番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

15番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

	<p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。農地中間管理事業による転貸で設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の3年間です。</p> <p>3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の3年間です。</p> <p>議案書の12ページお願いします。</p> <p>4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。</p> <p>6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹及び水稻で設定期間は再設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第18号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p>

5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。

6番については、7番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。

(〇〇委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。

〇〇委員に入室をお願いします。

(〇〇委員、着席)

7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。

8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。

9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。

10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。

11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。

12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。

13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。

14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。
15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。
2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。
3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。
6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

—